



中小企業向け融資制度を利用される方へ



- 申込窓口 取扱金融機関の窓口へ直接お申込み下さい。
- 対象者 浜松市内で事業を営んでいる(営もうとする場合も含む)中小企業者及びNPO法人で、各制度の要件に該当する方が対象です。中小企業者とは、資本金又は従業員数のいずれかが下表に該当する個人・会社です。NPO法人には資本金の概念がないため、資本金による規模要件はありません。組合は、事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合等が対象となります。

業種	資本金	従業員数	業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・その他の業種	3億円以下	300人以下	サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	旅館業	5千万円以下	200人以下

[条件]
●浜松市税を完納していること ●市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること

信用保証料補助率(単位:%)	区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9
	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	市補助分	0.55	0.55	0.45	0.40	0.30	0.20	0.15	0.10	0.05
	負担保証料	1.35	1.20	1.10	0.95	0.85	0.80	0.65	0.50	0.40

※負担保証料率は制度・区分に応じて異なります。詳しくは信用保証協会へご確認ください。
静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種。 ※詳しくは、静岡県信用保証協会にお問い合わせください。
○次の業種は**対象外**となります。

- ①農業 ②林業(素材生産業・素材生産サービス業を除く) ③漁業 ④金融業・保険業(保険媒介代理業・保険サービス業を除く)
 - ⑤風俗営業や本来中小企業になじまない業種(宗教等) ⑥公序良俗に反する業種 ほか
- 法令等に基づく許認可が必要な業種では、許認可を受けていることが必要です。

- 資金使途 事業資金(運転資金・設備資金) ○以下の資金は**対象外**となります。
 - ①生活資金など、事業資金でないもの ②住居の用に供する設備資金 ③投資資金 ④法人設立・増資のための資本金 ⑤土地の購入資金(事業承継資金は除く)
 - ⑥3.5ナンバーの車両購入資金(旅客運送業の営業用車両、物品貸貸業の貸貸用車及び福祉介護用車両など市長が特に認めた場合を除く)
 - ⑦既存借入金を返済するための資金(同一融資制度内での借換は除く) ⑧系列や取引先の債務を肩代わりするための資金
 - ⑨融資申込前に契約済み又は購入、設置済の設備

- 各制度共通の必要書類(※1) ※その他、融資制度により必要書類がございますので、ご確認ください。

- ご注意 ※申込についてご不明点がありましたらご相談ください。 ※提出書類チェックリストをご利用ください。(ホームページよりダウンロードできます)

ビジネスサポート資金															
対象者	●市内に主たる店舗・工場・事業所を有する従業員20名以下の中小企業者 ●右表1に掲げる事業認証等を受けている中小企業者(人数制限なし) ●中心市街地で事業を営んでいる(営む計画がある)中小企業者(人数制限なし) [条件] ●1年以上事業を営んでいること														
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金														
融資限度額	5,000万円														
融資利率	年2.0%以内(市が0.42%を利子補給した後の利率) 認証事業所等優遇、中心市街地活性化優遇 年1.9%以内(市が0.52%を利子補給した後の利率)														
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証														
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.40%~1.35% (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.29%~1.13% (市が信用保証協会に0.05%~0.55%を補助した後の保証料率)														
期間	10年以内(据置期間を含む)														
償還方法	元金均等割賦払 据置 2年以内														
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる														
その他	ビジネスサポート資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。														
制度ごとの必要書類	●既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) ●認証事業所等優遇の場合は有効期限内の認定証等の写し ●中心市街地活性化優遇(認定企業) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類(1)~(2)(※1)														
認定事業所等優遇について(表1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>浜松市が指定する事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>★ワークライフ・バランス等推進事業所 奨学金返還支援事業(認定企業)</td> <td>労働政策課 ☎053-457-2115</td> </tr> <tr> <td>★高齢者活躍宣言事業所 子育て応援宣言事業所</td> <td>産業振興課 ☎053-457-2281</td> </tr> <tr> <td>事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定 カーボンニュートラル達成事業者</td> <td>カーボンニュートラル推進課 ☎053-457-2503</td> </tr> <tr> <td>★外国人材活躍宣言事業所</td> <td>国際課 ☎053-457-2359</td> </tr> <tr> <td>★CSR活動表彰</td> <td>市民協働・地域政策課 ☎053-457-2094</td> </tr> <tr> <td>★健康経営優良法人</td> <td>ウエルネス推進事業本部 ☎053-457-2129</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細はホームページや担当課へご確認ください。 ※内容が変更となる場合もありますのでご注意ください。 ※★は市が発注する建設工事・物品購入・業務委託において優遇措置が受けられる事業です。</p>	浜松市が指定する事業	担当課	★ワークライフ・バランス等推進事業所 奨学金返還支援事業(認定企業)	労働政策課 ☎053-457-2115	★高齢者活躍宣言事業所 子育て応援宣言事業所	産業振興課 ☎053-457-2281	事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定 カーボンニュートラル達成事業者	カーボンニュートラル推進課 ☎053-457-2503	★外国人材活躍宣言事業所	国際課 ☎053-457-2359	★CSR活動表彰	市民協働・地域政策課 ☎053-457-2094	★健康経営優良法人	ウエルネス推進事業本部 ☎053-457-2129
浜松市が指定する事業	担当課														
★ワークライフ・バランス等推進事業所 奨学金返還支援事業(認定企業)	労働政策課 ☎053-457-2115														
★高齢者活躍宣言事業所 子育て応援宣言事業所	産業振興課 ☎053-457-2281														
事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定 カーボンニュートラル達成事業者	カーボンニュートラル推進課 ☎053-457-2503														
★外国人材活躍宣言事業所	国際課 ☎053-457-2359														
★CSR活動表彰	市民協働・地域政策課 ☎053-457-2094														
★健康経営優良法人	ウエルネス推進事業本部 ☎053-457-2129														
中心市街地活性化優遇について	中心市街地とは、「中心市街地活性化基本計画」で定められた浜松駅周辺の区域 ※詳細は浜松市公式HPにてご確認ください。														

創業サポート資金	
対象者	●新規開業者…市内で新規に開業する中小企業者 ●開業後5年未満の方… 市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、開業して5年未満の中小企業者
資金使途	事業所等にかかる開業のための運転資金・設備資金
融資限度額	3,500万円
融資利率	年1.5%以内(市が0.7%を利子補給した後の利率) 特定創業支援等事業優遇 年1.3%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 創業関連保証 スタートアップ創出促進保証
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.25% (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 新規先特別保証 年0.19%~1.03% (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率)
制度ごとの必要書類	●特定創業支援等事業優遇の場合は特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明(原本) ●既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 ④(創業サポート資金)創業・再挑戦計画書(2回目以降は決算書にて対応のため不要) +共通の必要書類(1)~(2)(※1)

- 特定創業支援等事業については、はままつ起業家カフェにお問い合わせください。(浜松市中央区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所1階 TEL053-525-9745)

中小企業育成資金	
対象者	●市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 [条件] ●従業員が30名以下(商業・サービス業10名以下) ●3ヶ月以上同一事業を営んでいること ※特別小口保証利用の場合 ●従業員が20名以下(商業・サービス業5名以下) ●1年以上事業を営んでいること ●所得割による税金を完納していること ●特別小口保証以外に保証残高がないこと
資金使途	事業所等にかかる一般事業のための運転資金・設備資金
融資限度額	700万円
融資利率	年2.1%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 市町小口資金 特別小口保証
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる
市町小口資金	年0.30%~1.25% (市が信用保証協会に0.15%~0.65%を補助した後の保証料率) 特別小口保証 年0.65% (市が信用保証協会に0.10%を補助した後の保証料率)
期間	5年以内(据置期間を含む)
償還方法	元金均等割賦払 据置 6ヶ月以内
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる ※特別小口保証は無担保・無保証人
その他	市町小口資金に限り中小企業育成資金内で借換を行うことができる(融資限度額以内で増額可、返済額増額可)。
制度ごとの必要書類	●既往借入金を借り換える場合は借換計画書(第4号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類(1)~(2)(※1)

事業承継資金	
対象者	●市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で事業を譲り渡す者。または、市内に本社及び事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者から事業を譲り受ける者 ※事業承継契約締結日の前後3年以内に限り [条件] ①静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した「事業承継計画」に基づき事業承継を行うとする者 ②中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行うとする者 ③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」)に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行うとする者 ●上記①~③のいずれかの条件を満たす者
資金使途	●法人の議決権(株式)や法人・個人の事業用資産(土地・建物・設備等)の買取り資金 ●後継者が相続贈与によって資産を取得した場合に必要な相続税や贈与税の納税資金に相当する額 ●前経営者の退職慰労金 ●事業承継後、事業展開に必要な運転・設備資金 等
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.3%以内(市が0.9%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とすることができる 普通保証 新規先特別保証 経営承継関連保証 事業承継サポート保証 経営承継準備関連保証 特定経営承継準備関連保証 事業承継特別保証 経営承継借換関連保証 特定経営承継関連保証 ※プロパー融資可能
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる ①普通保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証 ②新規先特別保証 ③事業承継サポート保証、特定経営承継準備関連保証 ④事業承継特別保証、経営承継借換関連保証 (事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合) ①年0.40%~1.35% ②年0.29%~1.13% ③年0.85% ④年0.15%~0.60% (市が信用保証協会に①、②、④0.05%~0.55%、③0.30%を補助した後の保証料率)
期間	10年以内(据置期間を含む)
償還方法	元金均等割賦払 据置 1年以内
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
その他	保証協会の保証付融資とする場合、対象者の範囲や資金使途等は限定される場合がある。保証付融資は保証協会の定めによるため、利用に当たっては、事前に保証協会に確認を行うこと。
制度ごとの必要書類	●事業承継計画書(第5号様式)、事業承継支援証明書(第6号様式) 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 【信用保証協会の保証付きでない場合】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(2期分) ③事業承継実施にかかる経費明細書 +共通の必要書類(1)~(2)(※1)

短期資金	
対象者	●市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 [条件] ●1年以上事業を営んでいること
資金使途	事業所等にかかる一時的に必要な運転資金
融資限度額	1企業 700万円 1組合 1,500万円
融資利率	年2.1%以内(市が0.12%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証 流動資産担保融資保証(根保証・個別保証)
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.45%~1.90%
新規先特別保証	年0.34%~1.68% 流動資産担保融資保証 (根保証・個別保証)年0.68%
期間	1年以内
償還方法	一括払又は元金均等割賦払
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
制度ごとの必要書類	【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類(1)~(2)(※1)

災害復旧資金	
対象者	●市内に主たる店舗・工場・事業所を有する中小企業者 [条件] ●6ヶ月以上同一事業を営んでいること ●激甚災害援助法又は災害救助法の適用を受けない自然災害にて被災し、被災後に浜松市から被災証明を受けていること
資金使途	災害復旧に必要な運転資金・設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.9%以内(市が0.57%を利子補給した後の利率)
信用保証協会の保証	保証付とする 普通保証 新規先特別保証
信用保証料率	信用保証協会の定めるところによる 普通保証 年0.30%~1.30% (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率)
新規先特別保証	年0.19%~1.08% (市が信用保証協会に0.15%~0.60%を補助した後の保証料率)
期間	10年以内(据置期間を含む)
償還方法	元金均等割賦払 据置 1年以内
担保・保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
制度ごとの必要書類	被災証明書の写し 【浜松市と信用保証協会へ提出する共通書類 各2部】 ①申込人(企業)概要 ②決算書・確定申告書(1期分) ③(設備資金)見積書及び設備計画書 +共通の必要書類(1)~(2)(※1)